



# 広瀬川 川守り通信

(2023年11月号)

特定非営利活動法人 広瀬川の清流を守る会

〒982-0011 仙台市太白区長町一丁目7-37-5

☎022-247-6522 ☎022-290-3205

http://www.hirosegawa.com ✉info@hirosegawa.com

今日の広瀬川は絶好の小春日和。散歩に出かけました。ふと橋の上から川を覗くと石の周りに無数の小魚が反転しながら泳いでいました。よく見ると成長しない大量の小アユです。この時期は川を下り、産卵して一生を終える頃。アユは春に遡上し、清流の石ゴケ（藍藻、珪藻）を大量食み、秋には下ります。以前から湯水によるサクラマスやアユの大量斃死が課題でした。原因は、利水優先で法に定めた最低水量が守られない為です。水温が上昇し、石ゴケの腐敗。酸欠から魚類への悪影響を明らかにし、漁協と東北大農学部との河川環境調査を基に改善を求め、国交省、宮城県、仙台市に対し活動を継続しています。

日下均 10/30記



広瀬橋上流右岸（10/30）

## <10月報告>

10/14（土）清掃活動実施。今年度（4月開始）は架橋工事により6月開始以降雨天により休会が続き、活動が休止しましたが、当日は秋日和に恵まれ2回目の実施。大勢の参加で清掃ができました。（感謝）参加42名（下記写真）

## <11月予定>

11/03 漁協共催のサケ祭りは中止。（今年は広瀬川のサケの遡上が悪く捕獲できないから）

11/11（土）10:00～広瀬橋 橋姫明神前 河川清掃（JRからの通知により駐車も可能となりました）



10/14 清掃/広瀬橋右岸上流50m



アユの食性（藍藻）学名/シアバクテリア  
アユが水中の石に付着した藍藻や珪藻を食んだ胃の中の食性と量を調査（酸素を供給する光合成機能を有する菌類）

<活動の目的> 1974年（仙台市条例制定）広瀬川の清流を守る条例

杜の都・仙台の母なる川として文化と歴史を育みながら市民の生活に潤いある調和をもたらし、健康都市宣言による都市づくりの為、市長の責務・事業者の責務・市民の責務による「広瀬川の清流を守る」環境活動に尽くしてきました。